

身体拘束等の廃止・適正化、虐待の防止のための取組が
適切に行われていない場合の所定単位数算定について

●身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

令和6年度から身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額が5単位から所定単位数の10%に引き上げられ、訪問・通所系サービスについて、減算額が5単位から所定単位数の1%に見直されました。

(1) 身体拘束等に関し以下①～④について運営指導や監査時等に確認します。

①やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由その他必要な事項を記録すること。なお、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない点に留意すること。

②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること。

③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

④職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。

(2) (1) ①～④を1つでも満たしていない事実を発見した場合（＝事実が生じた月）は以下の(3)～(5)の対応を事業者へ求めます。

(3) 身体拘束廃止未実施減算の適用

① 速やかに「改善計画」を大阪府へ提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況の報告を大阪府へ提出することとします。

② (2) の事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者又は入所者全員について減算となります。

(施設・居住系サービス) ※1 基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%が減算されます。

(訪問・通所系サービス) ※2 基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%が減算されます。

※1 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

※なお、複数の減算事由に該当する場合であっても、所定単位数から減算となります。

(4) (2) の事実が生じた月から3月後に、事業者からの「改善計画」に基づく報告を提出頂き、改善状況を確認します。

(5) (4) において改善が認められた場合は、改善が認められた日の属する月を「改善が認められた月」として、同月まで身体拘束廃止未実施減算が適用されます。ただし、事業者からの「改善計画」に基づく報告がない、又は、改善状況が不十分である場合には、改善が認められないものとし、引き続き改善が認められるまで（改善が認められた月まで）身体拘束廃止未実施減算が適用されます。

●虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について（全サービス対象）

令和6年度から施設・事業所における障がい者虐待防止の取組を徹底するため、障がい者虐待防止措置を未実施の障がい福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1％が減算）が創設されました。

（1）虐待防止措置に関し以下①～③について運営指導や監査時等に確認します。

- ① 虐待防止委員会を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について 従業者に周知徹底を図ること
 - ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
 - ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- ※障がい福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止担当者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましい

（2）（1）①～③を1つでも満たしていない事実を発見した場合（＝事実が生じた月）は以下の（3）～（5）の対応を事業者へ求めます。

（3）虐待防止措置未実施減算の適用

- ① 速やかに「改善計画」を大阪府へ提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況の報告を大阪府へ提出することとします。
- ② （2）の事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者又は入所者全員について所定単位数の1％が減算となります。

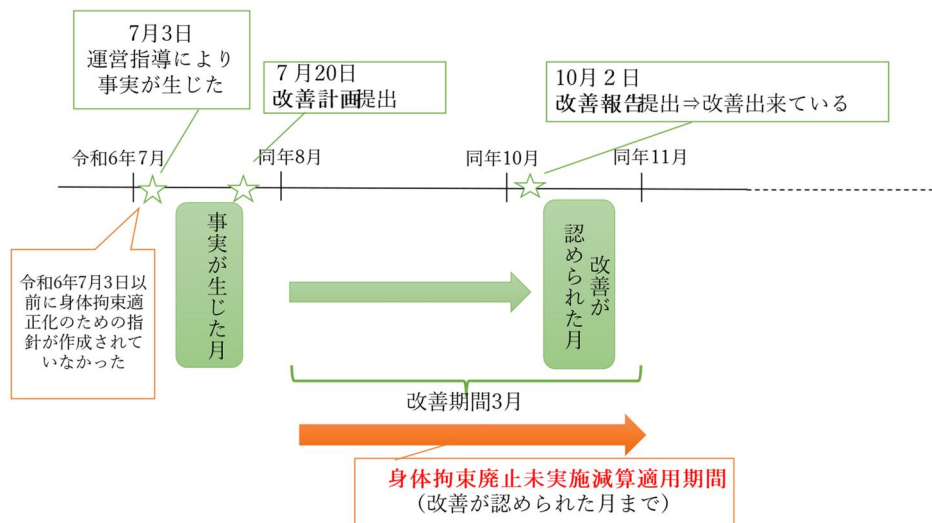
※なお、複数の減算事由に該当する場合であっても、1日につき所定単位数の1％から減算となります。

（4）（2）の事実が生じた月から3月後に、事業者からの「改善計画」に基づく報告を提出頂き、改善状況を確認します。

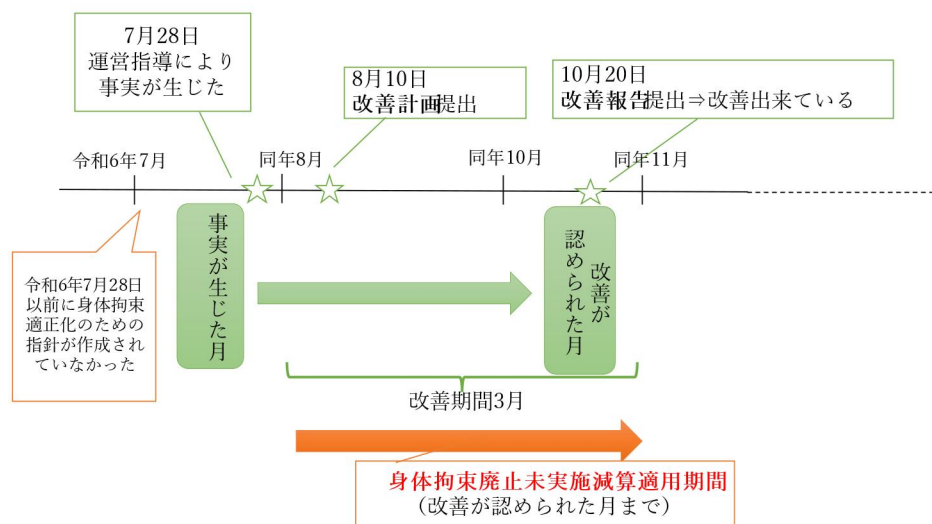
（5）（4）において改善が認められた場合は、改善が認められた日の属する月を「改善が認められた月」として、同月まで虐待防止措置未実施減算が適用されます。ただし、事業者からの「改善計画」に基づく報告がない、又は、改善状況が不十分である場合には、改善が認められないものとし、引き続き改善が認められるまで（改善が認められた月まで）虐待防止措置未実施減算が適用されます。

【参考】身体拘束廃止未実施減算及び虐待防止措置未実施減算の適用の考え方（例示）

① 「事実が生じた月」と「改善計画の提出月」が同月内の場合



② 「改善計画の提出月」が「事実が生じた月」の翌月の場合



③ 「事実が生じた月」から3月後も改善が認められない場合

